

国による緊急事態宣言の期間延長に伴い、北海道が要請している営業・酒類提供時間の短縮及び業種別ガイドライン遵守にご協力いただいた飲食店等事業を営む中小企業者に対し、道による支援金のほか、**余市町による支援助成金を支給**します。

助成金の受取には、**道の支援金（6月分）支給決定後、町への申請が必要**です

## 1 | 支給額

- 1日の売上高に応じた単価 × (6月1日(火)～6月20日(日)の20日間)

### 【1日の売上高に応じた単価】

売上高 (令和元年または令和2年6月の 売上高÷30)		道	余市町	道+余市町
中小企業・ 個人事業主	1日の売上高が 83,333円以下	25,000円	9,000円	34,000円
	1日の売上高が 83,333円を超え 250,000円以下	売上高×3/10 (25,000円 ～75,000円) ※	売上高×1/10 (9,000円 ～25,000円) ※	34,000円 ～100,000円
	1日の売上高が 250,000円を超える	75,000円	25,000円	100,000円

※ 1,000円未満は切り上げ

## 2 | 手続きの流れ

余市町内の施設で、道の要請により、営業・酒類提供時間短縮及び業種別ガイドラインに沿った取り組みを実施

道支援金の申請  
・支給決定

道支給決定通知(写し)を  
添え、町へ  
支給申請書

指定口座へ  
振込

6月1日(火)～6月20日(日)

町の支援助成金(5月分)と**まとめて申請**することも可能です。詳しくは、申請の手引き・要項等をご覧ください。

## 3 | 申請方法

- 要件など詳しくは、申請の手引き・受付要項をご覧ください
- 申請の手引き・受付要項の記入例を参考に申請書を記入し、郵送により提出してください(10月29日(金)消印有効)
- 道支援金支給決定通知書(6月分)(写し)は必ず添付してください

詳しくは、申請の手引き・要項等をご覧ください



### 余市町 経済部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町26番地 役場庁舎2階

【電話】0135-21-2125(商工観光課直通) 【FAX】0135-21-2144

【開庁時間】平日8:45～17:15(土日祝日を除く)

感染拡大防止のため、申請書類は、郵送により提出いただきますようご協力をお願いします

本助成金の内容は、各機関との調整により変更となることがあります